

高病原性鳥インフルエンザ（県内3例目）の防疫措置完了について

本県で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、発生農場の防疫措置が完了しましたので、以下のとおりお知らせします。

1 農場の概要

所在地：前橋市

飼養状況：55,057羽（採卵鶏）

2 防疫措置

(1) 殺処分の終了：1月29日（日） 4時30分

(2) 殺処分羽数：55,057羽

(3) 防疫措置完了：2月1日（水） 17時00分

(4) 従事者数：1,108人（延べ）

（市、JAグループ、建設業協会、測量設計業協会、トラック協会、バス事業協同組合、警備業協会、民間防疫事業者、県職員）

(5) 防疫措置の内容

当該農場の飼養鶏の殺処分、死体、鶏卵、鶏ふん及び飼料等汚染物品の埋却、農場内の消毒。

3 今後の対応

(1) 搬出制限区域の解除（半径3kmから10km以内の区域）

発生農場の防疫措置完了から10日後に行う清浄性確認検査により、移動制限区域内の全ての農場で陰性が確認された場合、国と協議して解除します。

(2) 移動制限区域の解除（半径3km以内の区域）

発生農場の防疫措置完了から21日が経過し、移動制限区域内で新たな発生が無ければ、国と協議して解除します。

4 その他

(1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。